

## 北海道におけるアスベスト対策の取組について

---

### 吹付けアスベスト等の使用状況・措置状況調査

- 平成17(2005)年にアスベストによる健康被害（クボタショック）が大きな社会問題となったことを受け、道内の吹付けアスベスト等の使用状況調査を実施



- 調査対象施設：道有施設、市町村有施設、教育施設、病院・社会福祉施設、民間建築物
- 調査結果を「アスベスト台帳」として整理し、以降、毎年度、除去等の措置状況を確認し、調査結果をホームページ等により公表



- 平成30(2018)年から、道有施設におけるレベル2の使用状況・措置状況の調査を開始

# 北海道におけるアスベスト対策の取組について

## 吹付けアスベスト等の使用状況・措置状況調査（令和3（2021）年3月末現在）

北海道における吹付けアスベスト等(レベル1)使用確認調査結果  
（アスベスト問題対策連絡会調べ）

（令和3年(2021年)3月31日現在）

区分	対象施設 (うち報告数)	吹付けアスベスト等(レベル1)の使用確認調査の結果									
		確認施設数 計	R1(2006) 除去済 施設数		R2(2020) 除去済 施設数		R3実施 (予定)		R3計画 中		評価C (F)
			(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)			
									評値A又はB	評値C	
道有施設 <small>（単独の法人に属した 施設を除く）</small>	4,019 (4,019)	100	71 (00)	29	0	0	0	0	29 (00)		
市町村有施設	13,749 (13,748)	625	338 (18)	287	5	2	3	282 (151)			
教育施設	18,792 (18,792)	579	227 (7)	352	1	0	1	351 (111)			
病院・社会福祉施設	5,668 (5,668)	134	73 (4)	61	2	0	2	59 (36)			
民間建築物	19,324 (18,175)	1,110	359 (14)	751	128	1	127	623 (176)			
合計	61,552 (60,403)	2,548	1,068 (43)	1,480	136	3	133	1,344 (487)			

① 確認施設は、令和3年(2021年)3月31日現在で吹付けアスベスト等(レベル1)の使用又は除去が確認された施設数  
 ② (a)欄下の( )は、令和2年度(2020年度)中に吹付けアスベスト等(レベル1)が除去された施設数  
 ③ (f)欄下の( )は、評値Cのうち計上済又は計上済みの措置がとられた施設数  
 ④ (g)欄は、措置内容を検討中又は令和3年度(2020年度)以降に措置を予定している施設数  
 ⑤ 措置とは、「除去」、「計上済」又は「計上済」の措置(工事)をい、「除去」の場合は(a)欄に計上、「計上済」は(f)欄に計上  
 ⑥ 調査対象は、平成8年(1996年)以前に竣工した建築物  
 ただし、民間建築物については昭和31年(1956年)から平成元年(1989年)までに施工された延べ500㎡以上の建築物を対象  
 ⑦ 確認された吹付け材等の状態の評価(A・B・C)の区分は次のとおり  
 A：吹付け材全面にわたって表面が見れ、剥離した形跡がある。又は、覆い込み材が完全に剥離している  
 B：吹付け材の表面が部分的に見れ、剥離した形跡がある。又は、覆い込み材が部分的に剥離している  
 C：吹付け材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。又は、覆い込み材に全く剥離が見られない

道有施設等における煙突用断熱材(レベル2)使用確認調査結果  
（アスベスト問題対策連絡会調べ）

（令和3年(2021年)3月31日現在）

区分	対象 施設数	道有施設等における煙突用断熱材(レベル2)の使用確認調査の結果										
		R1(2018) - R2(2020) 除去済 施設数	対象 施設数	R3(2018) - R2(2020) 除去済 施設数	R3 確認済	状況						
						調査 (F)	調査 (G)	劣化・ 剥離あり	剥離 確認済	剥離材		剥離 あり
										調査	劣化・ 剥離あり	
卸集荷場	114	14	140	17	123	92	16	0	16	16	0	0
教育庁	107	40	176	96	90	1	0	0	88	88	0	1
企業局	6	0	11	0	11	11	0	0	0	0	0	0
道営本部	37	3	72	4	68	44	16	0	9	9	0	0
道研研	6	0	9	0	9	6	2	0	1	1	0	0
計	290	57	408	107	301	154	32	0	114	114	0	1

① (a)対象施設数は、令和3年(2021年)3月31日現在でアスベストを含有する断熱材(レベル2)の使用又は除去が確認された施設数で、アスベスト含有の有無が不明であるものも含む。  
 ② (b)除去済施設数は、対象施設内のすべての煙突において、アスベスト除去が完了した施設数を示す。  
 ③ (c)対象確認数は、平成3年(2021年)3月31日現在でアスベストを含有する断熱材(レベル2)の使用又は除去が確認された施設数で、アスベスト含有の有無が不明であるものも含む。  
 ④ 道立病院及び(地産)札幌医科大学においては、当該調査対象の施設(煙突)なし。  
 ⑤ 教育庁の「東青森」の煙突(1本)については、令和3年度(2021年度)に剥離確認済(調査)を継続中。  
 ⑥ 令和3年度(2021年度)に実施したアスベスト分析者調査により、卸集荷場の除去未完了の施設及び煙突100施設123本のうち、27施設40本がアスベスト含有なしと判明。

# 北海道におけるアスベスト対策の取組について

---

## アスベストに関する指導指針・点検マニュアル

### ○ 建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針 (H18(2006)年2月制定、H19(2007)年3月改定)

(目的) 市町村有の建築物及び民間建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関し、必要な事項を定めることにより、道民の健康被害の未然防止と生活環境の保全を図る

### ○ 道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル <第3版>

(H28(2016)年11月策定、R2(2020)年6月改訂)

(目的) 道有施設の施設管理者が、その管理する施設で使用されている石綿含有保温材等の劣化、損傷等の状況を的確に把握し、速やかに必要な措置等を講じることにより道有施設使用者等の安全を確保するため、点検等の実施に必要な事項を定める

# 北海道におけるアスベスト対策の取組について

## 建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針 (1/4)

平成18年2月17日制定(平成19年3月28日改定)

### 1 目的

この指針は、市町村有の建築物及び民間建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関し必要な事項を定めることにより、道民の健康被害の未然防止と生活環境の保全を図ることを目的とする。

### 2 定義

この指針における用語の定義は次に定めるところによる。

#### (1) 「吹付けアスベスト等」

吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石(バーミキュライト)、パーライト吹付け、発泡けい酸ソーダ吹付け及び折板裏打ち断熱材で、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

#### (2) 「吹付けひる石等」

吹付けひる石(バーミキュライト)、パーライト吹付け、発泡けい酸ソーダ吹付けで、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

#### (3) 「除去」

吹付けアスベスト等を全て除去して、他のアスベストを含有しない建材等に代替する方法。

#### (4) 「封じ込め」

吹付けアスベスト等の表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成すること、又は、吹付けアスベスト等の内部に固化剤を浸透させ、アスベスト繊維の結合力を強化することにより発じんを防止する方法。

#### (5) 「囲い込み」

吹付けアスベスト等が吹き付けられている天井、壁等をアスベストを含有しない建材で覆うことにより、粉じんを室内等に発散させないようにする方法。

# 北海道におけるアスベスト対策の取組について

## 建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針 (2/4)

### (6) 「利用頻度の高い場所」

人の出入りが多く、常時使用する場所(例:病室、教室、事務室、店舗、図書室、会議室、廊下、階段、給湯室など)。

### (7) 「利用頻度の低い場所」

人の出入りが少ない場所(例:倉庫、機械室、電気室、非常階段など)。ただし、その場所に常駐する者がいる場合は(6)に含む。

### (8) 「多数の道民が使用し、又は利用している建築物」

劇場、映画館、集会場、学校、病院、百貨店、店舗、社会福祉施設など

## 3 道の役割等

道は、吹付けアスベスト等が使用されている建築物の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に対し、道民の健康被害の未然防止と生活環境の保全を図るために、適切な指導、助言を行うとともに、必要な情報を提供するほか、相談に応ずるものとする。

## 4 市町村との連携協力

道は、市町村に対し、吹付けアスベスト等の飛散を防止するために必要な措置を講じるよう助言等を行うとともに、緊密に連携して施策を推進するよう努めるものとする。

## 5 建築物の所有者等がとるべき措置等

(1) 建築物の所有者等は、当該建築物における吹付けアスベスト等の使用の有無を把握し、使用されているアスベストの粉じんの飛散を防止するための措置を講じるものとする。

(2) 多数の道民が使用し、又は利用している建築物の所有者等は、多数の者の利用に供する部分(以下「共用部分」という。)で吹付けアスベスト等が確認されている場合は、その状況を公表するよう努めるものとする。

(3) 建築物の所有者等は、道が実施する調査等に協力するものとする。

# 北海道におけるアスベスト対策の取組について

## 建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針 (3/4)

### 6 指導事項

道は、建築物の所有者等に対し、次の事項について指導等を行うものとする。

#### (1) 調査

建築物の所有者等は、建築物内の吹付け材の有無について、当該建築物の建築年次による判断や設計図書などにより調査を行うとともに、吹付け材が存在する場合は、アスベストの含有等について調査を行う。

#### (2) 措置

ア 建築物の所有者等は、吹付けアスベスト等が確認された場合は、その表面の状態から次により判定をし、措置を講じるものとする。

判定	内 容
A	吹付け材全面にわたって表面が荒れ、剥離した形跡がある。又は、囲い込み材が全体に損傷している。
B	吹付け材の表面が部分的に荒れ、剥離した形跡がある。又は、囲い込み材が部分的に損傷している。
C	吹付け材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。又は、囲い込み材に全く損傷が見られない。

イ 判定ごとの措置の内容は、次に定めるところにより決定するものとする。

判定	措 置 内 容
A	早急に除去すること。ただし、囲い込み、封じ込めによって確実に飛散防止が図られる場合は、この限りではない。
B	速やかに除去すること。ただし、囲い込み、封じ込めによって確実に飛散防止が図られる場合は、この限りではない。
C	当面、定期点検を実施しながら使用を継続して差し支えないが、必要に応じ、室内環境調査を実施し、将来的には、計画的に除去を実施すること。ただし、吹付けひる石等については、当面、定期点検を実施するとともに、必要に応じ、室内環境調査を実施しながら使用を継続して差し支えないものとする。

# 北海道におけるアスベスト対策の取組について

## 建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針（4/4）

ウ 判定の結果、アスベストの飛散のおそれがある場合（判定A及びBの場合）、除去等の措置を講ずるまでの間、当該建築物の利用状況に応じ、室の使用を停止又は制限するなどの対策を講ずるものとする。

### (3) 維持管理

建築物の所有者等は、除去が行われるまでの間、次により定期的に点検を行い、適切に維持管理を行うものとする。

ア 利用頻度の高い場所については、概ね3カ月に1回、利用頻度の低い場所については、6カ月に1回、吹付け材の表面の状態を定期的に点検し、別紙に記録すること。

イ 点検により吹付け材の表面の状態に変化があった場合は、(2)により再度判定を行い、適切な措置を講ずること。

ウ 点検の際は、室内環境調査を年1回程度実施するよう努めること。

## 7 吹き付けアスベスト等の措置状況の調査

道は、吹き付けアスベスト等の措置状況を把握するため、毎年度定期的に調査を実施し、その結果を公表するとともに、把握した内容を別に定めるアスベスト台帳に記録するものとする。

## 8 多数の道民が使用し、又は利用している建築物に関する指導

(1) 道は、多数の道民が使用し、又は利用している建築物において、供用部分に吹き付けアスベスト等が使用され、かつ飛散のおそれが著しいと認めるときは、期限を定めて所有者等に対してそれらを防止する措置を講ずるよう指導するものとする。

(2) 道は、前項の指導を受けた者が当該指導に従わないときは、その旨を公表することができるものとする。

## 9 関係法令等の遵守

建築物の所有者等は、吹き付けアスベスト等の使用されている建築物の維持管理、解体改修に当たっては、大気汚染防止法、

建築基準法、石綿障害予防規則など関係法令等に定める基準、届出、報告等に関する事項を遵守するものとする。

附則 この指針は、平成18年2月17日から施行する。

この指針は、平成19年3月28日から施行する。

# 北海道におけるアスベスト対策の取組について

---

## 道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル <第3版>

- 目的
- 定義
- 石綿含有保温材等の使用例と石綿含有の有無の確認
- 点検方法
- 点検頻度
- 劣化・損傷の判断基準
- 点検時の留意事項
- 点検結果に基づく措置等
- 点検の記録
- 緊急点検の実施

# 北海道におけるアスベスト対策の取組について

## 道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル <第3版> (1/5)

**道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル（第3版）**  
 平成28年11月4日  
 平成29年3月31日改訂  
 令和2年6月5日改訂

**1 目的**  
 石綿含有物の規制では、従前から、取り付けられた石綿等が剥離、脱落等により、その粉じんを飛散させ、及び労働者がその粉じんを吸入しおこすおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じることとされていたが、平成28年6月の改正により、取り付けられた石綿等に加え、張り付けられた保温材や耐火断熱材、断熱材で石綿を含有しているもの（以下、「石綿含有保温材等」という。）もその対象とされた。  
 このマニュアルは、道有施設の施設管理者が、その管理する施設で使用されている石綿含有保温材等のめ、換気等の状況等を的確に把握し管理するとともに、事故や災害による被害等の防止にも適やかに必要な措置を講ずることにより、道有施設利用者等の安全を確保するため、点検等の実施に必要な事項を定めるものである。

**2 定義**  
 このマニュアルにおいて、石綿含有保温材等とは、保温材、耐火断熱材及び断熱材で石綿を重量の0.1%を超えて含有しているものをいう。

**3 石綿含有保温材等の使用例と石綿含有の有無の確認**  
**(1) 石綿含有保温材等の使用例**  
**ア 保温材**  
 熱の損失を防止するために配管に使用。  
  
 配管保温材

**イ 耐火断熱材**  
 下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用。  
  
 耐火断熱板（リフライト）  
 耐火断熱材（シリカウール）

**ウ 断熱材**  
 壁等の断熱目的に使用される断熱材と屋根裏の断熱材と・断熱目的の屋根材の断熱材等が異なる。  
（注）断熱材等として「断熱材（断熱材等）」と「断熱材（断熱材）」とを区別し、断熱材（断熱材）と断熱材（断熱材）とを区別する。




断熱材（断熱材） カボスタック  
 屋根材（断熱材） 断熱材

**(2) 石綿含有の有無の確認**  
 石綿含有の有無は、建材検査及び点検等によって確認し、分析検査を実施するか、石綿が含有しているものと見なして管理する。

**【参考】断熱材による確認**  
 断熱材の種類や仕様等、断熱材のメーカー名、メーカー、品名、品番等を調査し、石綿含有断熱材データベース（国土交通省・経済産業省）で確認できる。

**【参考】石綿含有製品の製造時期による確認**  
 労働安全衛生法により、平成18年9月1日から、石綿を含有する全ての他の製造、輸入、譲渡、販売、使用が禁止されていることから、平成19年以降に製造された断熱材、石綿含有断熱材の使用されていないと考えられる。

主な保温材等において、石綿含有製品の製造時期は次のとおり。

一般名称	製造終了年	代表的な製品名
保温材	けいそうた保温材	S49 建築用保温材1号
	けいせいかルシウム保温材	S58 シリカウール
	パーミキュライト保温材	S62 パーミキュライト保温材
	パーライト保温材	S49 三層パーライト保温材
	石綿保温材	S54 カウサイト
耐火断熱材	石綿含有耐火断熱材2種	H16 キャスライトH、H
	石綿含有耐火断熱材	S58 トムロード、リアライト
断熱材	複合断熱断熱材	H18 カボスタック、ニューカボスタック、ハイスタック、コンパイクボード
	屋根材（断熱材）	S58 フェルトン

出典：石綿含有断熱材データベースWebによる  
<https://www.asbestdatabase.jp/>

**(注)** 本データは参考として取り出したもので、断熱材データベースで確認できる断熱材の製造中止までの製造時期が使用される場合があるものがある。

**【参考】** 分析検査ができる事業者については、「北海道アスベスト情報ポータルサイト」を参照。  
[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/asbest/03/contents/asbest\\_03best.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/asbest/03/contents/asbest_03best.htm)

